建築基準法による規制等



〇国土交通省においては、建築物における通常使用時のアスベストの飛散による健康被害を防止するため、建築基準法の改正 (H18)により増改築時の除去等を義務付け。民間建築物のアスベスト調査の推進注1)や調査・除去等への支援を実施。 注1)昭和31年頃から平成元年までに施工された民間建築物のうち大規模な建築物(延べ面積1,000㎡以上)を対象。(約27万棟)

建築基準法による規制(平成18年2月改正)

●規制の対象

・アスベストの飛散のおそれのある次の建築材料の使用を 規制し、これにより、既に吹付けアスベスト等が使用され ている建築物の増改築等の際の除去等を促進。^{注)}



規制

吹付けアスペスト

アスペ、スト含有吹付けロックウール (アスペ、スト含有率が0.1%を超えるもの)

・一定の増改築及び大規模修繕・模様替の際には、当該増改 築等以外の部分について封じ込めや囲い込みをもって対応。

アスベストの調査・除去等への支援 (平成17年度補正予算で創設→その後拡充)

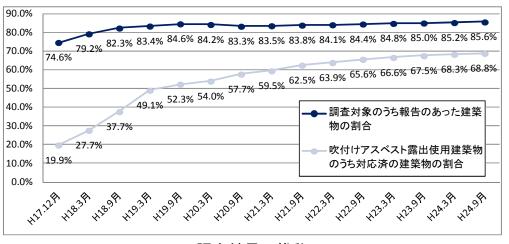
- ●民間建築物等について補助を実施
 - アスベスト含有の有無に係る調査: 国10/10 (台帳の整備を含む。)
 - ・アスベスト除去等

: 国1/3、地方1/3 等



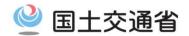
民間建築物のアスベスト調査の推進(平成17年12月~)

- ●対象建築物
- ・ 昭和31年頃から平成元年まで*に施工された民間建築物のうち大規模な建築物(概ね延べ面積1,000㎡以上)
 - * 平成元年に業界自主規制により、アスベスト含有吹付けロックウールの使用中止。
- ●調査建材
- ・吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール
- ●調査結果(H24.9.16現在)
- 調査対象:約27.2万棟 →うち報告済:約23.3万棟(報告率85.6%)
- ・調査結果において、露出してアスベスト等が吹付けられている建築物:約1.6万棟
 - →うち対応済:約1.1万棟(対応率68.8%)



<調査結果の推移>

社会資本整備審議会アスベスト対策部会の検討等



- 〇 平成19年12月の総務省勧告「<u>国土交通省は、床面積1,000㎡未満の民間建築物及び平成2年以降に施工された民間</u> 建築物について、的確かつ効率的な把握方法を検討すること。」
- 平成20年9月に社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会を再開し、民間建築物の調査の推進方策等を検討。 検討結果を踏まえ、アスベスト調査者の育成のための新たな資格制度を創設。

社会資本整備審議会アスベスト対策部会の検討

平成20年9月

- 〇 アスベスト対策部会再開。
- アスベスト対策WG(主査:名取雄司氏(中皮腫・じん肺・アスベストセンター所長))を設置して、民間建築物の調査の推進方策等を検討開始。

(この間WGを12回開催)

平成21年6月 今後の検討課題を整理。

- 本格実施のための**環境整備を行うことが重要**。
- 特に、**建築物のアスベスト調査者の育成**等について、先行的に検討。
- その他、台帳の整備や調査の優先順位についても検討。

(この間WGを33回開催)

| 平成24年9月 | 今後の検討課題を整理。

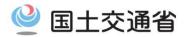
- 調査・除去等に係る国庫補助にあたっては<u>資格者が調査を行うことを要件化</u>し、このための 新たな資格制度を創設。
 - → 国土交通省に登録を行った公正・中立な第三者機関が講習を実施し、資格を付与。
- <u>資格制度等の環境整備を踏まえ</u>、1,000㎡未満の民間建築物等に対する<u>調査促進を図る</u>。

社会資本整備審議会 建築分科会 アスベスト対策部会 アスベスト対策部会

アスベスト対策WGにおいて具体的な資格制度の内容について検討。(この間WGを5回開催)

- 国土交通省告示で「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」を制定。(2013年7月30日国土交通省告示第748号)
 - → 一定の要件を満たした機関を国土交通省に登録し、当該機関が行う講習を修了した者に資格を付与。

建築物石綿含有建材調査者について



<制度創設の背景>

- 国土交通省では、社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会(以下「社整審」という。)において、民間建築物の石綿実 態調査の本格実施のための環境整備について検討。
- 特に、建築物のアスベスト調査者の育成について、先行的に検討。その結果、新たな資格制度の創設が決定。
- 社整審における検討を踏まえ、「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」(以下「講習登録規程」という。)を告示で制定。

く制度のフロー>

国土交通省

①講習登録規程の公示

登録講習機関

③講習の実施

④修了証明書の交付

受講者

講習を修了した者に資格(建築 物石綿含有建材調査者)を付与

<講習登録規程で定める内容>

- 講習機関は、適切な講習を実施できる体制の確保するための要件に適合する機関を登録する。
- 〇 講習は、講義、実地研修、修了考査を含む内容とする。
- 受講者は、建築に関する実務経験のある者等を対象とする。

②登録の申請

- ○「登録講習機関」の講習を修了した者に修了証明書を交付する。
- ○登録の有効期間は5年間であり、当該期間後も引き続き講習事務を行おうとする場合には、登録の更新を受ける必要がある。

講習機関の登録の要件

- ・登録規程に定める適切な講習が行われること。
- ・一定の資格を有する講師が講習に従事すること。
- 一定の中立性があること。

等

受講者の資格

- ・建築に関する知識及び経験を有する者
- 大学や短期大学等において、建築学等の課程を修めて卒業した後、建築に関し一定以上の実務経験を有する者
- 建築や建築行政に関し一定以上の実務経験を有する者 等

講習の内容

- 講義(11時間)
 - 第1講座 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識
 - 第2講座 石綿含有建材の建築図面調査
 - 第3講座 現場調査の実際と留意点
 - 第4講座 建築物石綿含有建材調査報告書の作成
 - 第5講座 成形板等の調査
- 実地研修

石綿含有建材が用いられている実際の建築物にて、演習の実施。

・<u>修了考査</u>

筆記試験、口述試験